

会 議 録

名 称	令和7年度坂戸市いじめ問題対策連絡協議会
開催日時	令和7年8月7日(木) 13時30分 開会・15時05分 閉会
開催場所	坂戸市役所 201会議室
出席委員氏名	鈴木 博貴、佐野 美智代、服部 孝、佐藤 和恵 宇佐美 美巳子、田中 茂樹、佐藤 和也 7名
欠席委員氏名	谷口 義明、金野 真也、木戸 和行、小林未来 4名
傍聴者	0名
事務局等職員等職・氏名	教育長 太田 正久、教育部長 加藤 美帆、学校教育課長 市川 宗典 学校教育課副課長 佐藤 篤夫
会議次第	委嘱状交付 1 開 会 2 あいさつ 3 自己紹介 4 会長・副会長の選出について 5 協議事項 (1) 令和6年度における坂戸市のいじめの現状について (2) 坂戸市におけるいじめ防止施策について (3) 坂戸市いじめ防止基本方針の改訂について (4) 各関係機関で実施している取組 (5) その他 6 諸 連 絡 7 閉 会
配付資料	1 次 第 2 坂戸市いじめ問題対策連絡協議会名簿 3 資料1 令和6年度における坂戸市のいじめの現状について 4 資料2 坂戸市のいじめ防止施策(取組状況含む)について 5 資料3 坂戸市いじめ防止基本方針の改訂について 6 資料4 各関係機関で実施している取組について
会 議 の 内 容	
発 言 者	発 言 内 容
教育長 事務局	委嘱状交付 1 開会
教育長	2 あいさつ
全 員	3 委員自己紹介(委員及び事務局職員)
教育長	4 会長・副会長の選出について 指名推薦により、会長は鈴木委員、副会長は小林委員に決定した。 本会議において会長は議長、副会長は副議長とする。

議長	5 協議事項
事務局	(1) 令和6年度における坂戸市のいじめの現状について 事務局より説明
委員	・いじめの認知件数0という学校があるが、これはどのように捉えているか。
事務局	・学校の規模が小さいということもあるが、1年間を通して0というのは考えにくいため、積極的な認知を促しているところである。
委員	・同じく、認知件数が少ない学校が気になっている。本当か。
事務局	・市から各学校へいじめの確認をする際、いじめの認知について保護者へも確認をしているかを確かめてから数を計上しているため、数は合っていると考える。しかし、悩みを伝えられていない児童生徒もいる可能性についても常に気を配っていく。
委員	・学校は児童生徒が書いたアンケート等の記録を確実に保管しておき、何かあった時に示せるようにしておくことが必要だと考える。
委員	・アンケートを家に持ち帰って記入する等の工夫をして、児童生徒が安心して回答できるようにしていくことが大切だと考える。
議長 事務局	(2) 坂戸市におけるいじめ防止施策について 事務局より説明
委員	・グループで学習することによって、早く解けた子が困っている子へ教えるなど、助け合うコミュニケーションが生まれている。いい学習方法だという声を他の所から聞くこともあるため、続けていってほしい。
委員	・不登校の子などに見られるが、就学支援、福祉等のサポートが適切に入らないことによって現状うまくいっていないことがある。早い段階で支援を入れられるようにしていけるとよいと考える。
事務局	・適切な就学相談等が行われるよう、学校に指導助言をしていく。
委員	・児童生徒の対話を重視した取組はよいと思うが、表面上うまくいっているように見えても実はつらい、SOSを出している児童生徒もいる可能性がある。教職員がそのシグナルをキャッチできることが重要だと考える。
委員	・現在進めている授業づくりについて、保護者へもっと啓発し、理解してもらうことが必要なのではないか。
委員	・成果があがっている部分もあるはずなので、保護者へもっと伝えるべきではないか。
事務局	・取組を充実していくとともに、保護者への啓発や成果を伝えることについても力をいれていきたい。

議長 事務局	(3) 坂戸市いじめ防止基本方針の改訂について 事務局より説明
議長	・委員の皆様にご一度お持ち帰りいただき、御意見等ある場合は事務局へ伝えてほしい。
議長 事務局	(3) 各関係機関で実施している取組について 事務局より説明
委員	・SOS ミニレターの取組を毎年実施している。 人権教室も実施しており、坂戸市内の小学校からも申し込みがあった。ネットリテラシーの内容で今後開催を計画している。
委員	・家庭内で暴言や暴力が当たり前だといじめの加害側になりやすく、ネグレクト傾向の家庭だと被害側になってしまうことがある。そういう背景にまで目を向けられるとよいと考えるが、そのために学校と児童相談所が連携できる部分があるのではないか。
委員	・民生委員の研修として、児童虐待を扱った舞台を鑑賞するなど、児童生徒理解が深まるようにしている。また、舞台に参加している地域の子供たちが、役を通して体験的に学び、成長する姿が素晴らしい。
会長	・学校としては、坂戸市のいじめ防止施策にのっとり、校長が本気になって取り組むことが重要であると考えている。また、坂戸市の重点である授業づくりの取組では、子供が生き生きと学んでいる姿が生まれている。弁護士のいじめ防止授業には、子供のみならず保護者にも参加してもらい、実施できた。
委員	・ハイパーQUは1学期と2学期に実施し、3学期を0学期と位置付けて結果を生かした取組をしていくとよい。いじめに関係する項目もあるため、いじめ防止にも有効である。また、不登校対策のためにも、魅力ある学校づくりや、児童生徒だけでなく教職員の居場所づくりにもさらに取り組んでいただきたい。
委員	・学校が保護者の訴えに対し、初期対応をすぐに行うことで保護者が納得することが多いものであると感じている。また、いじめ問題には全体の秩序の維持、個人の伸長という2つの視点があると考えている。その両面がうまく進んでいくことが重要だが、現状、秩序の維持が優先されているところがある。教育センターとしては、個人の伸長という視点でできる役割があると考えている。
事務局	・委員からいただいた意見を大切に、学校でできることを取り組んでいく。これからも協力いただきたい。
事務局	6 諸連絡 次回の開催日等について説明
事務局	7 閉会